

# 川島桶川資源循環組合証人等の実費弁償に関する条例

令和7年4月1日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、川島桶川資源循環組合の機関の請求により出頭、参加又は出席した者に実費弁償を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 次に掲げる者に対し、実費弁償を支給する。

- (1) 法第100条第1項後段の規定により出頭した関係人
- (2) 法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人
- (3) 法第199条第8項の規定により出頭した関係人
- (4) 法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者
- (5) 川島桶川資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第15号）第28条第1項の規定により出頭した関係人
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に行政上の必要により組合の機関の要求に応じて出頭した者

(実費弁償の額及び支給方法)

第3条 実費弁償の額のうち、日当の額は2,600円とし、その他旅費の額は川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第21号。以下「旅費条例」という。）の規定により職員に支給する旅費の額に相当する額とする。

2 実費弁償は、出頭、参加又は出席したときに支給する。

3 前2項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。